

■格付け及び総合評価における加点について

	表彰		感謝状	成績評定
	優良工事施工者	地域維持業務	災害対応等	
	<p>■「京都府地域づくり優良工事施工者表彰規程」に基づき、府等が発注した工事等における成績評定が80点以上の者であって、地域づくりに貢献する優れた内容で工事等を完成させた者を京都府知事が表彰するもの。</p>	<p>■各土木事務所の「維持管理地域貢献表彰規程」に基づき、小修繕工事、凍結防止剤散布委託又は道路除雪作業委託における成績評定が80点以上の者であって、地域の安心・安全に貢献した者を土木事務所長が表彰するもの。</p>	<p>■災害協定に基づく府からの応援協力要請を受け、府管理道路の啓開、河川の応急復旧等の作業に当たるなど、早期に府民生活の安心・安全を確保するため尽力した者に京都府が感謝状を贈呈するもの。</p>	<p>■府等が発注した工事の成績評定</p>
格付け	<p>●主観点（J：優良工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀賞は10点、奨励賞は5点を該当業種に加点 ・ 表彰された翌年度及び翌々年度に20点を限度とし加点 	/	<p>●主観点（I：社会貢献）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当業種に10点加点 	<p>●主観点（B：工事成績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績点、請負額から算出した評定点を加減点（-40点～40点） ・ 直前4年間の府等発注工事で京都府の検査規定（土木、建築及び設備、小修繕工事等）で定める成績評定が対象
総合評価	<p>●表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀賞は最大1点、奨励賞は0.5点を加点 ・ 加点回数に制限あり ・ 表彰結果の通知を受けた年度の翌々年度まで有効 	<p>●地域への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小修繕、除雪の別等に応じ加点（1又は0.5点） ・ 加点回数に制限あり ・ 表彰を受けた年度の翌年度6月30日まで有効 ・ 工事箇所を所管する土木事務所長からの表彰に限る 	/	<p>●配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同規模工事の技術者としての最高評定点に応じ加点（0点～1点） ・ 過去15年間の国、地方公共団体等が発注した工事の成績評定が対象

※ 加点内容や有効期間等の詳細は、「工事種別の等級区分基準」「総合評価競争入札ガイドライン」による

※ 総合評価においては、工事毎に評価項目を設定するため、上記評価項目が含まれない場合がある。

※ 表彰に係る加点は、希望した場合のみ加点対象となる（加点回数に制限があるため）。